

宜野灣村議會

才八日 宜野灣村議會臨時會々議

會期 一日間

日時 一九五五年十二月二十九日 自午前七時十五分 至午後四時五分

場所 宜野灣村議會々議室

提出議案

議案才三十一号 村道の認定に付して

議案才三十三号 村役所の位置を變更する條例設置に付して

議案才三十四号 村有地の貸與に付して

議事日程才八号

日程才一 議案才 二十二号

日程才二 議案才 二十三号

日程才三 議案才 二十四号

出席議員 一八名

議案才	名	議案才	名	議案才	名
一番	北原 森康	九番	宮城 弘	一六番	島崎 清栄
二番	金城 盛徳	一〇番	宮城 邦彦	一八番	仲本 留身
四番	知念 賢真	一一番	天久 盛光	一九番	伊波 清彦
五番	柳原 云賢	一二番	伊波 武	二〇番	又吉 貞助
六番	泉水 朝乙	一三番	安里 良朝		
七番	長堂 名輝	一四番	島崎 全云		
八番	内間 安三郎	一五番	仲村 云栄		
一七番	澤 誠	二八番	佐喜 貞良	盛経	

議決の五女七回

議決才八日 宜野灣村議會臨時會々議才三十一号 午前七時十五分



議長 生父帝の報告を完了

出市一八名 欠者二名

議長 本議会の議事録署名人の選定方法を諮る

十三番 議長に指名を願ふ事

議長 昨今十三番議員から議長に指名の意見を述べたが、特異な感じを感ずる

全員 要議あり

議長 全員要議のきりなき指名形(まき)

一番 北喜 小林 原

二番 又吉 草助

議長 議事日程の報告を完了

日移す八早

日移す一 議事十九早

日移す二 議事二十早

日移す三 議事二十一早

議長 日程第一 議事十九早 村道の選定はして

を附議するに旨を宣す

議長 是れにして 同案の朗讀をなす

議長 案議の都合上一時休会するに旨を宣す

午前十一時二十三分

議長 両席を宣す 午前十一時三十分

議長 議事十九早 議決形を及しと思ふ

如何と諮る

全員 要議あり

議長 全員要議のきりなき議事十九早を原案通り





信濃県本高倉

議上り	可決すべしと云ふ。
議上り	午前十時三十分日程才ニ議事才三十三年午後 初の位置を要更する條例改定にッして付議 すべしと云ふ。
議上り	書込として同案を朗讀なせしむ
議上り	一時休會を宣す。午前十時三十五分
議上り	再開を宣す。午前十時三十分
村上り	本案にッして説明申し上り候。
	本案は世論も變更を支持して居るし只手続 方法にッしてありキマダが變更條例を改定 する場合の附則として日時を定めて 施行をする様にカッて居ります。一八九九年 四月一日と日を挿入した。其の場合運物も 今グうなし見通して居るので其より大に 特に待着議を注して云々たり。
議長	附会村上りの説明もマアキマアナ 何れ結果見はカマアを語る。
全員	異議なし。
議長	全員異議力も口つき議事才三十三年を原案 通り議決する。云々と云ふが如何と語る。
全員	賛成と唱ふ。
議上り	全員賛成につき議事才三十三年を原案の通り 可決すべしと云ふ。午前十時四十分
議上り	午前十時四十分日程才三議事才三十三年 を附議すべしと云ふ。

議長 書記をして同席の謝儀をなせしむ  
本席についで異議の有無を諮る

全員 異議なし

議長 全員異議がなかりて議事才二十四早を原席  
通り可決したがいかが何と諮る

全員 賛成

議長 全員賛成につき議事才二十四早を原席  
可決するし日を宣すし午前十時五十分

議長 此より全日終了し謝りせしたる

第八回直野湾村議事録  
午後零時五分

右會議の顛末を記し事實に相違なき事を  
證するに茲に里日名捺印す

一九五五年十二月二十九日

直野湾村議長 櫻子  
議事録書記人 比嘉 藤次  
議事録書記人 又吉 龜助

